

福井市 刀禰康隆家文書 D0025-00053

難易度★☆☆☆

書假後負一札申

一 流儀ハ構不申候

右年数之内ハ普請繕ひ何様之義
 此方相勤、御世話相掛、尤切
 流儀ハ構不申候、此段申置候
 一札相渡申所、
 稲田村
 屋十兵衛(印)

天保四年
 九月

大味浦
 権様
 (B)

解説のヒント

この古文書の差出人(A)の住む稲田村は九頭竜川沿いの福井市森田地区に、受取人(B)の住む大味浦は福井市越廼地区にそれぞれ位置します。差出人は、お金(銀)を受け取る代わりに、この「一札(いっさつ)」によって受取人に「あること」を約束しています。

地理的にお互い遠く、一見接点が無いように見える両者が交わした約束は何でしょうか？

1行目は、この古文書の表題(タイトル)にあたるものですが、その最初の五文字(赤傍線)が特に重要です。

傍線部の1文字目はモノ、2文字目は数、3文字目はそのモノを数える単位、4・5文字目を合わせると熟語になり、約束した「ある行為」を表す語となります。丁寧に読んでください。

★文書館閲覧室内タペストリーの「福井藩十二ヶ月年中行事絵巻」のうち、十二月の絵画は、この課題解説のヒントとなります。ぜひご覧ください。

記入欄

□ 壹艘 □ 負申 □ □ □ □
一 銀 □ □ 八拾匁也
右者、當 □ 年 □ 年迄拾ヶ年之間 □
負申、銀子造 <small>たしか</small> ニ受取申所夷正ニ □ □ □ □
右年数之内ハ普請繕ひ何様之義 □ □ □ □
此方 □ □ 相勤、御世話相掛 □ □ □ □、尤切
流儀ハ構不申候、此段 □ □ 申置候 □
□ □ 一札相渡申所 □ □ □ □、
稲田村
□ 屋十兵衛(印)
□ □ 四年 巳 □ □
大味浦 □ □ 権 □ □ □ 様

お名前またはペンネーム

文書館閲覧室では、『くずし字用例辞典』『くずし字解説辞典』などくずし字を読むための辞書を、開館中であればいつでもご利用いただけます。